

「行政文書の管理に関するガイドラインの改正案」に関する  
意見公募手続の概要

内閣府公文書管理課

1. 実施概要

令和 7 年 1 月 17 日～ 1 月 31 日（14 日間）

2. 寄せられた御意見の数

提出者数 1 人 意見数 1 件

3. 御意見に対する対応

（意見）

2 ページの改正後欄の 5 行「特定秘密」は「特定秘密である情報」のほうがよい。  
1 ページの改正後欄の最下行の 6 行の例と同様に。

（回答）

御指摘の箇所については、「公表しないこととされている情報」の一つとして「特定秘密」が記載されており、「特定秘密」が「情報」という意味で用いられていることは明らかであるため、改正案のままとさせていただきます。